

海外コンサルティング企業協会 正会員○平 修 久
 パシフィック コンサルタンツ(株) 正会員 西 淳 二
 // 正会員 渋谷 雄 二

§ 1 はじめに

環境影響評価法案要綱¹⁾(1980.3.28)の「準備書の周知及び意見」において、①準備書を作成方の公告②その1カ月間の縦覧③縦覧期間内の説明会開催④関係住民の事業者に対する意見書提出⑤必要に応じた、知事による公聴会の開催を規定している。則ち、いくら優秀な土木計画がなされたとしても、その広報・広聴・説得の技術が伴わない限り、対象事業を行うことは不可能ということとなる。

従って、特定の「土木計画」の必要性(もしくは不必要性)を社会に働きかけるためには、要求されている必要な情報を、公衆一般及びその指導者に、容易に理解できるような形で簡潔に伝達されるよう、あらゆる努力を払うべきである。そこで、今回、コミュニケーションの重要な手段である“プレゼンテーション”の問題も含めて、整理・解析を試みたものである。

§ 2 土木計画に対する地域住民の反応例

地域住民と土木計画との“拘り合い”に関する状況を表1に示す。³⁾

表 1 新聞記事に見る土木計画と地域住民

新聞記事に見る道路計画反対運動	反対運動ないし反対意見は、①自然を破壊する道路計画に反対する、②交通公害(主として騒音、振動、排気ガス)の発生源である道路計画に反対する、③人間復帰、人間優先の哲学から、スピード車最優先の施設である“高速道路”計画に反対する、などが主要なものであり、「道路そのものには反対しないが、そこから生じる公害に反対する」いわゆる“総論賛成各論反対”的な状況と考えられる。故に、住宅地域、風致地域を通過する道路に対しては(もし、そこをどうしても迂回できない場合は)、 ²⁾ 当然建設費が高価でもかまわないという、納税者のコンセンサスを高めていくことが必要であろう。
公共団体等の計画変更対応策	相当のタイムラグがあるとはいえ、地域住民の公害反対、環境保護の訴えに対して、計画者側(国や都道府県)も、それなりの対応策を考えていることが、新聞報道のみによっても読みとれる。今後このタイムラグを短縮すると同時に、将来時点にも対処し得るようなフレキシブルな計画が、現実の行政の中で可能かどうかという点が、課題の一つであろう。

住民の反対運動を呼び起こすような“敵対的市民参加”から、市民が部分の利益でなく全体の利益を考える“真の市民参加”が望まれるわけであり、“市民”という概念を使って計画が喜んで受け入れられるよう説得や教育が重要であると考えられる。⁴⁾

§ 3 地域住民に対する広報・広聴手段について

計画設計面で不確実性の大きい土木環境問題に対処する方法は、問題の発生を防止するような余裕のある計画と問題が発生した場合に迅速に対策を行えるような適応能力のある計画とすることである。そのためには、土木計画に対する広報、公聴活動を通じて、地域住民との対話、情報交換が必要となる。(図1参照)

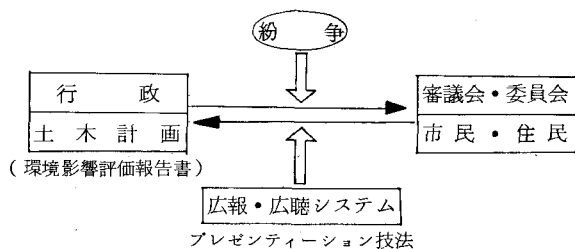


図1 広報・広聴システムの位置づけ

都市計画法（第16条）“知事又は市町村は、都市計画の案を作成しようとする場合、必要と認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるための措置を講ずる。”同法（第17条）“知事又は市町村は、都市計画を決定しようとするときには、あらかじめ、当該都市計画案を2週間公衆の縦覧に供しなければならない。”に律せられているごとく、計画中に占める住民の意志は本来小さなものではない。ただ問題点としては、“原案に不都合があった場合に、フィードバックさせるシステムが動き難い所に、最近のいわゆる“住民パワーによる土木建設計画反対”の一因があるともいえよう。

そして、土木計画のプロセスの中では、

① 計画内容についての評価はプランナー相互間の討議をとおり、計画関係者との情報交換を十分にすることによる評価 evaluation 内容の充実。

② 計画過程の各段階に応じて、計画関係者間の情報伝達がしやすく、かつ内容を容易に判断することのできるような内容表現 (presentation) の方法。（時間軸との関係も重要）

が必要である。（表2参照）

表2 土木計画のレベルとコミュニケーション手法

↓ 時間 軸	土木計画のレベル	計画に対する市民参加	プレゼンテーション技法
	構 想	早 期 参 加	言葉、イラスト、写真、スライド、ビデオ、新聞、テレビ
	基 本 計 画	制 度 的 参 加 (十分知らされる↔十分理解する)	文章(印刷物)、CAD ⁵⁾ 、模型、図表、市民広報 (←意見書)
	実 施	意思決定に対する参加	CAD、インタビュー、投票 (←公聴会陳述)
	管 理	市民による監視	委員、ボランティア (→追跡事後評価) ⁶⁾

§ 4. 今後の方向

環境アセスメントを客観的資料にもとづいて意見の違いを調整するための材料と考え、「地域の顔を知り、人と自然、人と人との通訳にあたりながら、公開の場で計画を進める」ための手段⁷⁾と考えるならば、計画の内容(報告書の内容)が正確に広報・広聴されるシステムや表現手法(プレゼンテーション技法)の研究・実験・確立が必要である。(表3参照)

科学的な環境アセスメント報告書の作成は当然としても、それにも増して、

- ① わかり易いレポートの作成
 - ② 見やすい概要書の作成
 - ③ 説明会、公聴会の進め方の研究
 - ④ 表現手法・プレゼンテーション技法・説得技術の開発と確立
- が望まれるところである。

表3 広報・広聴システムの事例

地域名	シ ス テ ム
川 崎 市	川崎市環境影響評価に関する条例
神 戸 市	都市広聴システム ⁸⁾ 、神戸市環境影響評価要綱
武 蔵 野 市	市民会議、市民委員会方式 ⁹⁾
横 浜 市	区民集会、区民会議
東京都中野区	住区協議会
札幌市	行政連絡員制度
西ドイツ	ORAKEL ⁵⁾
スウェーデン	オムブズマン制度
米 国	O S T システム
米 国 (ニューヨーク市)	コミュニティ委員会制度
フランス	アンケート官制度
英 国	Public Participation System